

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、構造改革の推進等農林水産施策全般の改革、農林水産業・食品産業等関連産業の実態に即し、効率化・重点化を図りつつ、新規政策ニーズに即した統計の収集、その結果の迅速かつ利用しやすい形での提供を行った。

具体的には、①食料消費・食品産業統計を充実するため、流通コストと流通段階別価格を総合的に把握するとともに、生産から消費までの流通実態、家庭・外食での食料消費の実態や、食品産業におけるトレーサビリティシステム導入状況の実態等を把握、②有機農業等地域の特色ある農業経営の実態の把握、③地域・営農類型ごとの農業経営の実態把握を開始、④16年度に実施する農林業センサスにおいて、事業体調査は経営という視点で一元的に把握する調査体系、地域調査は農林業・農山村の有する多面的機能等を一体的に把握する調査体系への見直し、⑤IT化に対応した統計情報の収集、集計・分析、提供の合理化・効率化の推進を行ったところである。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 食料・農業・農村政策審議会統計部会

平成16年3月に「第4回食料・農業・農村政策審議会統計部会」を開催し、「平成16年産水稻10a当たり平年収量」についての諮問を行い、当部会に先立ち開催された「農作物平年収量小委員会」の報告と審議及び答申を行うとともに、「農業経営統計調査の改正」「2005年農林業センサスの実施計画」について審議された。

統計部会の構成及び審議する事項は以下のとおり。

食料・農業・農村政策審議会

統計部会

体系整備小委員会	農林水産省の所掌事務に係る統計その他の情報の体系整備に関する事項を調査審議すること。
農作物平年収量小委員会	水稻の10a当たり平年収量及びこれに関する事項について調査審議すること。

4 広報関係

統計調査結果の迅速な提供と多種・多様なニーズへの対応のため、①調査結果の概要を農林水産統計（第1報）として、公表日に農林水産省ホームページへ掲載、②このうち指定統計は、統計調査名称並びに刊行物の名称及び年月日を官報に掲載、③調査結果の詳細を報告書として、調査ごとの統計書や総合統計書、ポケット統計書などとして発刊した。

また、利用者の利便を図るために「農林水産統計公表資料目録」、「農林水産統計公表予定」及び翌週の「週間公表予定表」を作成し、農林水産省ホームページ上で提供した。

5 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表（第78次）は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計（平成15年版）は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を

幅広く収録し、手軽な大きさの B 6 判で編集したものである。平成15年版は、農林水産業の多面的機能、バイオマス関係等のデータの充実を図った。

また、統計部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報（通巻601号－612号）は、農林水産業の月別動向を把握することを目的として、農業経営、農林水産物の生産・流通・消費・価格、農業生産資材の生産・価格及び農林水産物の輸出入に関する統計等を収録し、英文併記により編集したものである。

6 農林水産業生産指数

農林水産業生産指数は、基準時を100とする生産水準を表す数量指数として、農林水産業における生産量の動向をマクロ的、長期的に把握する指数として毎年作成し、その概要を公表するとともに詳細を「農林水産業生産指数」として公表する。

第 2 節 情報システムの管理・運営

1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始した。この間、情報処理、通信技術の進展と利用形態の多様化・高度化に対応するため、統計（個票）データの保護等のより一層のセキュリティ対策を図りつつ、機器の更新や各種処理依頼の電子化を行うなど、利便性の向上を図ってきた。また、共同利用電子計算機の管理運営は、統計部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

なお、平成15年度においても講習会等を実施し、情報処理に携わる職員の養成を行ってきた。

2 農林水産統計情報処理システム

農林水産統計情報処理システムは、情報通信技術を有効に活用し、統計情報の作成から提供に至る工程のシステム化による業務の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報ニーズの多様化に応じて加工分析等情報利用の高度化に資することを目的として、昭和62年度から推進している。

平成15年度は、統計調査の見直しへの対応を図るため、プログラムの再開発及びメンテナンスを行った。

3 農林水産統計情報総合データベース

「農林水産統計情報総合データベース」いわば電子版ポケット農林水産統計は、農林水産行政の企画・立案・推進に資するとともに、国民への行政サービスの向上を図るため、農林水産省ホームページから容易にアクセスすることができるデータベースシステムとして平成15年4月から運用を開始した。

平成15年度は、最新データの蓄積を行うとともに PR 用パンフレットの作成・配布等による利活用の推進を図った。

第 3 節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営統計調査の体系整備

農業経営統計調査については、個別経営と組織経営を一体的な姿として農業経営の実態を的確に把握する観点に立って、組織経営を調査対象に加えるとともに組織経営の調査内容の充実を行いつつ、従来の農業経営部門別統計及び農業経営動向統計を食料・農業・農村基本計画に示された「農業経営の展望」の営農類型に基づき営農類型別経営統計に再編する等の見直しを行い、総務省統計審議会への諮問、答申を受け、16年1月から新たな調査体系で実施している。

したがって、本年報に掲載している15年調査結果は旧調査体系に基づく結果であり、農業経営動向統計及び農業経営部門別統計を掲載している。

(2) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の資料とする。

イ 調査対象農家

販売農家（経営耕地面積30 a 以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、毎調査月の翌々月に公表した。1年間の調査結果は、概要を公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行する。

(3) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別農家及びこれに準ずる層の農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得等を把握することにより農業経営の実態を把握し、農政推進の資料とする。

なお、野菜・果樹部門については、品目により経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

また、畳表の生産性、損益及び雇用を把握する畳表の経営収支統計を作成した。

イ 調査対象農家

経営耕地面積が2.0ha（北海道5.0ha）以上又は当該部門の経営規模が一定規模以上の農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、農産物販売金額に占める野菜又は果樹の販売金額が1位又は2位で、当該品目の販売金額が野菜又は果樹の総販売金額に対して2割以上ある農家を調査対象とした。

畳表の経営収支統計は、い草の作付面積が10a以上で、い草生産から畳表加工部門まで一貫して行っている農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」及び「野菜・果樹品目別統計」として刊行する。

なお、畳表の経営収支統計結果を「工芸農作物等の生産費」に収録・刊行する。

(4) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、いも類、豆類及び工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆の行政価格算定、農業経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(5) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、酪農経営改善等の農政推進の資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、交雑種肥育牛、乳用おす育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農政推進の資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 農業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

本調査は、組織経営体の経営収支並びに米、麦類及び大豆の生産費の実態を把握し、農業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査組織の代表者等に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「農業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

3 農業経営の動向に関する定点分析調査

(1) 調査の目的

本調査は、地域営農類型ごとに意欲を持って経営改善に取り組んでいる事業体について、個々の農業経営の実態を把握するとともに、個別の経営事例ごとに定点観測の手法を用いて経営の長期的な発展過程を経年的に明らかにし、農業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象農家

全国の事業体のうち、営農類型ごとに定めた規定を満たす事業体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体が保有している青色申告用の財務諸表等の会計資料等の閲覧、整理帳及び固定資産整理帳を用い、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行い、また、労働時間の把握が困難な場合は、調査客体に作業日誌を配付して記帳を依頼した。

(4) 調査結果の公表

当該年の経営について、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年度結果と合わせた年度別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

4 林業経営統計調査

(1) 調査の目的

ア 林業経営統計

この統計は、林家の林業経営収支等を把握することにより林業経営の実態を把握し、林業施策推進の

資料とする。

イ 栽培きのご経営統計

この統計は、栽培きのご経営体の経営収支等を把握することにより栽培きのご経営の実態を把握し、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

ア 林業経営統計

保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業を行っている林家及び保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上である林家を調査対象とした。

イ 栽培きのご経営統計

生しいたけ（原木）、生しいたけ（菌床）、乾燥しいたけ（原木）、えのきたけ、ぶなしめじ、まいたけ及びなめこのいずれかを生産し、当該栽培きのこの過去1年間の販売額が50万円以上である栽培きのご経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業経営統計調査報告」として刊行する。

5 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

全国の林業事業体（会社組織）を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「林業組織経営体経営調査報告」として刊行する。

6 林業経営の動向に関する定点分析調査

(1) 調査の目的

「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る者で、かつ、意欲を持って経営改善に取り組んでいる経営体について、個々の経営事例ごとの経営土地、経営改善への取組状況、生産装備、経営収支等の経営実態を現

在の経営主が経営を開始した時点から将来に渡って経年的に明らかにし、林業施策推進の資料とする。

(2) 調査対象

農林業センサスの林家、林家以外の林業事業体及び林業サービス事業体のうち、経営タイプごとに定めた規定を満たすものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に、農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

当該年の経営について、経営概況、経営収支、投下労働時間等の概要及び過年次結果と合わせた年次別の経営収支、労働時間等の概要を公表する。

7 漁業経営調査

(1) 調査の目的

漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進の資料とする。

(2) 調査の種類

調査は、家族型経営調査、雇用型経営調査、会社経営体調査、共同経営体調査及び内水面養殖業経営調査に区分される。

(3) 調査対象

ア 家族型経営調査

家族労働を主とする個人経営体のうち、動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、小型定置網漁業を営むものを調査対象とした。

イ 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

雇用労働を主とする個人経営体、会社経営体及び共同経営体のうち、使用動力漁船の合計トン数が10t以上のもの、大型定置網漁業を営むもの及び対象とする水産物の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

ウ 内水面養殖業経営調査

うなぎ養殖業の収獲量が多い上位6県（静岡、愛知、徳島、高知、宮崎及び鹿児島）において、うなぎ養殖業を営む経営体を調査対象とした。

(4) 調査の方法

ア 家族型経営調査

調査客体に日記帳を配付し、日々の現金収支、労働時間等について記帳を依頼し、世帯員数、財産の増減等については、農林水産省地方統計組織の職員が面接調査により行った。

イ 雇用型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査

自計項目については調査客体による自計申告の方法、その他の項目については調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

ウ 内水面養殖業経営調査

調査客体が保有する青色申告資料、決算書等の経営帳簿を基に農林水産省地方統計組織の職員による面接調査により行った。

(5) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

8 農作物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農作物価指数等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の3種類に区分される。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等を調査対象とした。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農作物価指数は、毎調査月の翌月に公表している。年次指数については、その概要を公表するとともに、詳細を「農作物価統計」として刊行する。

9 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値

量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推 計 の 方 法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、農家庭先価格を乗じた額を合計して求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業経営確立助成金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（市町村別推計値）

農業産出額は、市町村を推計単位として、市町村別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、水田農業経営確立助成金等を加算して生産農業所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに、林業経営統計調査その他の統計を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めたものである。

海面漁業・養殖業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に漁業経営調査結果から求めた所得率を乗じて推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録・刊行する

10 環境保全型推進農家の経営分析調査

(1) 調 査 の 目 的

環境保全型農業に取り組んでいる農家の多様な生産・販売等の実態や通常栽培（慣行農法）との比較による収益性等の経営実態を明らかにし、環境保全型農業の推進及び取り組み農家の経営改善に向けた各種施策推進の資料とする。

(2) 調 査 対 象

稲作において環境保全型農業に取り組んでいる農家を調査対象とした。

(3) 調 査 の 方 法

調査農家に調査票を配布して記帳する自計申告調査と農林水産省地方統計組織の職員による面接・聞き取り調査（他計申告）により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「環境保全型農業（稲作）推進農家の経営分析調査報告」として刊行する。

第 4 節 構造統計調査

1 農林業センサス

平成17年2月1日（沖縄県は平成16年12月1日）現在で「2005年農林業センサス」の実施を予定しており、15年度は、前年度に引き続き「農林業センサス等研究会」を開催し、2005年農林業センサスのあり方について検討を行った。

研究会日程

第7回	平成15年5月8日
第8回	同 5月30日
第9回	同 6月27日
第10回	同 7月29日
第11回	同 9月4日
第12回	同 10月6日
第13回	平成16年3月19日

また、検討結果に基づき12月に統計審議会へ諮問し、5回にわたる農林水産統計部会の審議を経て、平成16年3月12日に答申を得た。

審議会日程

第612回統計審議会（諮問）	平成15年12月12日
第89回農林水産統計部会	平成16年1月8日
第90回農林水産統計部会	同 1月22日
第91回農林水産統計部会	同 2月2日
第92回農林水産統計部会	同 2月16日
第93回農林水産統計部会	同 2月23日
第615回統計審議会（答申）	同 3月12日

2 漁業センサス

平成15年11月1日現在で「2003年漁業センサス」を実施した。

この調査は、漁業の生産構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的に、昭和24年3月に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに実施している

もので、通算すると今回で11回目となる。

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に区分される。

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査

調査の対象と調査の方法

調査は、海面において過去1年間（平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間）に漁業及び養殖業を営んだ経営体（世帯及び事業所）と漁業従事者世帯であって、海面に沿う市区町村に所在するものを対象とした。

調査は、農林水産省－都道府県－市区町村－調査員の機構で実施した。

調査方法は、平成15年11月1日現在で調査員が調査客体の代表者に面接して調査票の所要事項を聞き取り（一部項目（会社、官公庁、学校、試験場については全部）自計申告）調査した。

主な調査項目は、漁業経営体調査については、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営状況並びに個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他就業状況等であり、漁業従事者世帯調査については、世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他就業状況等である。

イ 漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査

調査の対象と調査の方法

調査は、農林水産大臣が指定する漁業地区と、その漁業地区内に所在する漁業管理組織を対象とした。

調査は、農林水産省－地方農政局－同取りまとめ統計・情報センター－同統計・情報センターの機構で実施した。

調査方法は、平成15年11月1日現在で統計・情報センターの職員が、調査客体の代表者に面接して調査票の所要事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、漁業管理組織調査については、漁業管理組織の概要、漁業管理の内容、漁業管理の効果等であり、海面漁業地域調査については、漁業地区の漁場環境、遊漁の状況、活性化の取組、漁業集落の生活環境等である。

(2) 内水面漁業調査

調査の対象と調査の方法

調査は、過去1年間に農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体、内水面養殖業を営んだ経営体及び農林水産大臣の指定する内水面漁業地域を対象とした。

調査は、農林水産省－地方農政局－同取りまとめ統計・情報センター－同統計・情報センター（調査員）

の機構で実施した。

調査方法は、平成15年11月1日現在で調査員又は統計・情報センターの職員が、調査客体の代表者に面接して調査票の所要事項を聞き取り（一部自計申告）調査した。

主な調査項目は、内水面漁業経営体調査については、漁業経営体の漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営状況並びに個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況等であり、内水面漁業地域調査については、内水面漁業地域の漁場環境、遊漁の状況、活性化の取組、内水面漁業集落の生活環境等である。

(3) 流通加工調査

調査の対象と調査の方法

調査は、全国の市区町村に所在する魚市場、水産物卸売業者、水産物買受人、冷凍・冷蔵工場及び水産加工工場を対象とした。

調査は、農林水産省－地方農政局－同取りまとめ統計・情報センター－同統計・情報センター（調査員）の機構で実施した。

調査方法は、平成15年11月1日現在で調査員又は統計・情報センターの職員が調査客体の代表者に調査票を配布し、調査客体の自計申告により調査した。

主な調査項目は、水産物流通機関調査については、魚市場の施設、衛生管理施設等への投資金額、廃棄物の再生利用への取組等、水産物卸売業者の経営組織、従業者数、取扱金額等、水産物買受人の業態区分、従業者数、取扱金額等であり、冷凍・冷蔵、水産加工工場調査については、冷凍・冷蔵工場の形態、事業内容、従業者数、衛生管理施設への投資金額等、水産加工工場の従業者数、原材料の仕入れ先、加工品の出荷先、魚類等の残滓の再生利用の取組等である。

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査（農家調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している農林業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要な資料を整備することを目的とする。

また、今回の調査においては、農業を取り巻く諸情勢が著しく変化の中で、離農した世帯の実態を把握し、今後の農政に必要な基礎資料とすることを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

販売農家を抽出単位とし、2000年世界農林業セン

サスの農業経営組織区分及び県内農業地域に基づく部分母集団から系統抽出した農家を調査対象とした。

調査は、平成16年1月1日現在及び調査日前1年間に於ける世帯員の就業状態、農業経営の状態等について標本農家の自計申告により行い、調査票の配付及び回収は調査員が行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行した。

(2) 基本構造動態調査（農業法人等調査）

ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農林業センサスの中間年次に、農業法人等の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

販売を目的とする農家以外の農業事業体及び水稲作に係る農業サービス事業体を抽出単位とし、うち農家以外の農業事業体については農業経営組織区分及び農業地域別から、農業サービス事業体については農業地域別の部分母集団から系統抽出した事業体を調査対象とした。

調査は、平成16年1月1日現在及び調査日前1年間に於ける農業経営の状態等について、郵送調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（基本構造）報告書」として刊行した。

(3) 地域就業等構造調査

ア 調査目的

この調査は、地域農業の多様な担い手の動向や意向を明らかにすることにより、地域における効率的な農業生産の確保に資することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

(ア) 女性の就業構造・経営参画状況調査

自営農業に年間60日以上従事している女性のいる主業農家を抽出単位とする標本調査により行うこととし、抽出した農家の世帯員のうち、自営農業に過去1年間60日以上従事した女性を調査客体とした。

調査は、調査票を配布し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

(イ) 農業生産関連事業による経営の多角化状況調査
農業生産関連事業を行っている農家（主業農家、準主業農家）及び農家以外の農業事業体を抽出単位とする標本調査により行うこととし、抽出した農家、農家以外の農業事業体を調査客体とした。

調査は、調査票を配布し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

ウ 調査の公表

調査結果については、その概要公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査（地域就業等構造調査）報告書」として刊行した。

4 農林水産業新規就業者等調査

(1) 新規就業者調査

ア 調査の目的

この調査は農林漁業への新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

過去1年間（平成14年6月～平成15年5月までの間）の農林漁業への新規就業者について、市区町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関から職員が情報収集を行い、把握された新規就業者の平成15年6月1日現在の状況について、原則として調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要の公表を行った。

(2) 就業状態調査

ア 調査目的

この調査は、農林漁業に定着した者の就業や経営の変化等の発展状況を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要の資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

(ア) 林業事業体調査

平成8年6月1日から平成11年5月31日までの3年間に林業へ新規就業した者がいる林家以外の林業事業体及び林業サービス事業体を調査対象とした。

調査は、平成15年7月1日現在の状況について、原則として調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

(イ) 農家林家調査

2000年世界農林業センサス(平成12年2月1日)の農家林家の世帯員のうち、平成10年2月1日から1年間の状態が「自営農業以外の仕事为主(他産業への雇われ)又は学生」で平成11年2月1日から1年間の状態「自営農業が主」であった39歳以下の者を調査対象とした。

調査は、平成15年8月1日現在の状況について、調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要の公表を行った。

5 農道・林道整備状況調査

ア 調査の目的

農山村地域の農業及び林業の生産性向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の推進に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全市町村(東京都特別区は各区ごと)を対象に、郵送調査により実施した。

ウ 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を公表した。

6 持続的生産環境に関する実態調査(持続性の高い農業生産方式への取組状況調査)

ア 調査目的

我が国農業・農村が維持、発展していくためには、農業が本来有している自然環境機能の維持・増進を図ることが必要である。本調査は、肥料及び農薬の平均的な投入実態や持続性の高い生産技術の普及状況等を明らかにすることにより、環境保全型農業施策の推進に資することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

平成14年12月1日から平成15年11月30日の1年間において、2000年世界農林業センサス結果を用い、調査対象作物を販売目的で作付けした農家を調査対象とした。

調査は、平成15年12月1日現在の状況について、調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

ウ 調査の公表

調査結果は、その概要を公表した。

第5節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地を約2ha(北海道は約10ha)単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査の方法により調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付(栽培)面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした面接調査により行い、巡回調査及び行政機関からの情報収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付(栽培)面積は5月以降数回にわたりその概要を公表し、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

ウ 作付予定面積調査

(ア) 調査の目的

野菜の作付予定面積を調査し、野菜の生産・出荷計画策定、価格安定、流通対策等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

集出荷団体等に対する面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

(2) 作 況 調 査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、価格の安定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆調査及び作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、行政価格の算定、農作物価格の安定等の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆調査及び作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

かんしょ及び甘味資源作物（てんさい、さとうきび）は工場等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

果樹及び野菜については集出荷団体等に対する面接調査、作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻は、作況標本筆及び作況基準筆の刈取り調査、被害調査筆の実測調査、作況基準筆調査及び被害調査筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹及び野菜については面接調査及び作況基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

花きについては往復郵送調査又は面接調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を水稻、陸稲、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜

については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行した。

(3) 被 害 調 査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10 a 当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の作付面積及び被害量について被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための資料とする。

(イ) 調査方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回調査からの情報収集の方法により、「被害減収推定尺度」を適用して調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の農作物被害の概要を公表するとともに、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

2 特定作物統計調査

(1) 調 査 の 目 的

豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調 査 の 方 法

関係団体に対する面接調査及び基準筆調査の結果に基づく巡回調査により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、「作物統計」として刊行した。

3 繭生産統計調査

(1) 調査の目的

養蚕に関する畑作物共済の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の方法

関係団体において繭の生産に最も精通した者に対して、調査票の内容に沿って必要事項を聞き取った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

4 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。

(3) 結果の利用

これらの試験結果は、収穫量調査、被害調査等において利用している。

5 木材統計調査

(1) 製材統計調査

ア 目的

製材についての実態を把握して、各種事業計画の策定や中期的及び長期的な林業施策推進に必要な資料を作成する。

イ 調査対象と調査方法

製材統計調査は基礎調査（年次調査）と標本工場調査（毎月調査）に分かれ、基礎調査は全国の該当工場を対象に、平成14年12月31日現在における素材の入荷量、消費量、製材品の仕向状況、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法で、標本工場調査は標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量・在荷量、製材品の生産量・出荷量・在荷量等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(2) 木材生産構造調査

ア 目的

木材の需給動向、木材関連産業の実態を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材生産構造調査は木材チップ工場調査と合単板材調査に分かれ、全国の該当工場を対象に、平成14年12月31日現在における素材の入荷量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を調査員による面接・聞き取りの方法又は、協力の得られる客体については調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(3) 木材製品生産動態調査（合単板工場調査）

ア 目的

木材の需給の短期的動向、木材関連産業の実態を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材製品生産動態調査（合単板工場調査）は、標本工場を対象に、毎月の合単板用素材の入荷量・仕向量・在荷量、合板の製造量・出荷量・在荷量等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

(4) 木材価格調査

ア 目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材価格調査は、素材・チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等について郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行した。

6 畜産統計調査

(1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を把握するとともに、飼養動向を予測するための事項を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

ア 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏調査

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出して、乳用牛及び肉用牛については調査員による面接調査(一部郵送調査)、豚及び採卵鶏については郵送調査の方法により行った。

なお、乳用牛及び肉用牛調査については、8月調査について、平成15年8月調査から主要県調査を全国調査に改めた。

また、平成16年2月調査より、牛個体識別システムのデータを活用した調査体系に移行した。

イ 鶏ひなふ化羽数調査

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に郵送調査又は職員による面接調査の方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細については「畜産統計」として刊行した。

7 漁業・養殖業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査、内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

イ 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告若しくは職員による面接聞き取りによる調査又は漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

ウ 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計申告又は職員による面接聞き取りにより調査を行った。

エ 内水面漁業漁獲統計調査

平成15年が漁業センサス実施年であることから、全国の漁業権等が設定されている全ての河川及び湖沼(琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。)を対象として、対象を管轄する内水面漁業協同組合及び経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

オ 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、郵送、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

カ 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱うすべての水揚機関、漁業又は養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

第6節 流通消費統計調査

1 流通構造統計調査

食品流通構造調査

ア 調査の目的

食品産業における食品(青果物、水産物及び畜産物)の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種(業態)間における食品流通の量的なフロー(流通経路・規模)を明らかにし、食品流通構造改善等の施策の推進の資料とする。

平成15年度は青果物の品目別の流通構造を把握する調査を行った。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国的食品製造業を営む事業所のうち、野菜・果実を原材料とする製造品を出荷している事業所、食品卸売業を営む事業所のうち、野菜・果実を販売している事業所、食品小売業を営む事業所のうち、野菜・果実を販売している事業所及び外食産業(喫茶店を除く一般飲食店)を営む事業所を対象に、職員が調査票を配布し郵送回収による自計申告

調査又は往復郵送（郵送により調査票を送付・回収）による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通構造調査（青果物調査）報告」として刊行する。

2 食品流通動態調査

(1) 生鮮食料品価格・販売動向調査

ア 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における輸入品、国産品（標準品、地場産及び高付加価値品（有機栽培品、特別栽培品））別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内農業を振興するための各種施策の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国7都市（札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）において、生鮮野菜を取り扱っている各種食料品小売業を営む事業所のうち、輸入品、国産高付加価値品等を取り扱っており、POSシステムを導入している従業者10人以上のセルフサービス店を対象に、調査票を配付し、毎月郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、月別の結果概要を公表するとともに、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行した。

(2) 加工食品生産統計調査

ア 牛乳乳製品統計調査

(ア) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、統計調査員又は職員による面接調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、統計調査員による面接調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

基礎調査の調査結果の概要及び月別調査の調査結果の概要を公表するとともに、両調査の詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

イ 水産加工統計調査

(ア) 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量等を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の水産加工品を生産する全ての陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）を対象に、加工種類別品目別生産量、陸上加工経営体数を陸上加工経営体又は関係団体の代表者の自計申告、面接、資料閲覧、郵送により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

3 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な資料とする。

平成15年度は、近年、BSEの発生や偽装表示問題などにより、食と農に関する様々な問題が顕在化しており、消費者の安心・信頼の確保を展開するための施策として、トレーサビリティシステムの導入促進を図ることとされていることからトレーサビリティシステムの実施・導入の状況等の実態について調査を行った。

(2) 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業及び食品小売業を営む企業及び総合農協を対象に、調査票を郵送で配布・回収する自計申告調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成15年食品産業動向調査報告」として刊行する。

4 流通機構統計調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対

象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を関係資料の閲覧、協力者が作成したフレキシブルディスクの収集、職員による聞き取り及びオンラインにより行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「青果物卸売市場調査報告」として刊行した。また、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

エ 青果物日別取扱高統計の新設

青果物卸売市場調査については、①「重要野菜等緊急需給調整事業」のよりの確な実施、②「契約特定野菜等安定供給促進事業」の創設による、契約野菜の安定供給対策及び生産者のリスク回避対策等に、各地域を代表する市場の日々の結果を活用することから、平成15年4月から「青果物日別取扱高統計」を新設した。

青果物日別取扱高統計は、各地域の主要14都市（19市場）の卸売会社を対象に、開市日又は翌日に調査を行い、開市日の翌日に都市別に編集した品目別、産地別の卸売数量、卸売価格を公表した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数、枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額、価格等を職員による聞き取り及び協力者が作成したフレキシブルディスクの収集等により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した客体を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り及び郵送調査等により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取り又は調査票を配布して行う自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細

は「畜産物流通統計」として刊行した。

(3) 水産物流通調査

ア 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要産地における水揚量、価額及び出荷量を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査（年間調査、月別調査）及び水産物流通形態別調査に区分される。

水揚量・価格調査（年間調査、月別調査）は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び価額について調査客体の申告又は調査員が調査客体の資料を利用することにより調査した。ただし、月別調査において（社）漁業情報サービスセンターの水産物流通情報調査が実施されていた市場については、同調査のデータを利用した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地卸売業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向先別出荷量について職員による面接聞き取り等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

消費地水産物流通調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に、生鮮品、冷凍品、水産加工品等の品目別卸売数量及び価額について調査客体の自計申告又は調査協力者が作成したフレキシブルディスクを利用する方法により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における入出庫量、在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

冷蔵水産物流通調査は、全国の主要な産地及び消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に品目別の月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により行った。

(7) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

5 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮食料品（青果物及び水産物）の流通の各段階における価格形成と経費の実態を明らかにし、生産から小売に至る流通の各段階を通じたコストの低減、効率化を進める等の食品流通構造改善施策等推進の資料とする。

(2) 調査対象と調査手法

ア 青果物調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から青果物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③各調査品目毎に東京又は大阪の消費地卸売市場への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、から有意に選定した調査客体に対し、職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成（自計申告）する方法により行った。

イ 水産物調査は、①東京都内及び大阪府内に所在し、消費地卸売市場から水産物を仕入れている小売業者、②消費地卸売市場において水産物を取り扱う仲卸業者、③全国の産地卸売市場のうち、各調査品目毎に水産物の水揚げ量の多い10産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者、④③において選定された産地卸売業者から主に水産物を買って消費地卸売市場へ出荷する産地出荷業者（各品目毎に産地卸売市場の所在地域から1業者）、から有意に選定した調査客体に対し、職員が調査票の配付・回収を行い、調査客体が決算帳簿等の資料に基づく記帳により調査票を作成（自計申告）する方法により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告」として刊行する。

6 花き流通統計調査

花き卸売市場調査

(1) 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧及び協力者が作成した内容を収録したフレキシブルディスクの収集により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。

7 食品ロス統計調査

(1) 食品ロス統計調査

ア 調査の目的

世帯及び外食における食品の使用状況や可食食料の廃棄の実態等を把握し、食品の食べ残し・廃棄の抑制や「食生活の見直しに向けた運動の展開」等に基づく施策の推進等の資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の世帯及び11都市の外食産業事業所を対象とし、世帯については調査客体の実測・記帳の方法により、外食については職員の実測・記帳の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品ロス統計調査報告」として刊行した。

(2) 食品循環資源の再生利用等実態調査

ア 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の取組状況等を把握し、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法) に関する施策を推進する上での資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査票を職員が配付し、郵送回収による自計申告調査により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」として刊行した。

8 生鮮食料品流通情報調査

(1) 目的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、政策担当部局をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生

鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場、畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供した。

イ 加工情報

青果物市況のデータを品目別、市場別等に、畜産物市況のデータを市場別、規格別に旬単位で取りまとめ提供した。

ウ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を日別、旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供した。

エ 流通消費情報

青果物卸売市場における市場取引概況情報、輸入青果物取引情報等の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報等を提供した。

(3) 情報内容及びシステムの見直し

政策担当部局からの提供情報の充実・高度化要請に応えるため、情報内容を見直すとともに、情報処理技術の進展に合わせたシステムに更改し、平成15年4月から運用を開始した。

情報内容等の見直しは、

- ①市況情報の収集・公表の早期化
- ②青果物日別取扱高統計の収集・公表
- ③各種情報の農林水産省ホームページへの掲載
- ④利活用の低下した情報の廃止等

を行った。